

令和7年度 入札・契約制度の改正及び運用の見直しについて

1 入札制度の改正

(1) 工事の技術者制度の改正（監理技術者補佐の専任配置による監理技術者の兼任の要件の緩和）

働き方改革等を推進するとともに、入札参加者を確保するため、令和7年度から、兼任可能な工事の上限額を廃止するなど、適用する工事を拡大します。

	現行	令和7年度から
対象工事の要件	- 本市内施工の2つの公共工事 - 本市発注工事は予定価格（税込）2億円未満、他機関発注工事は契約金額（税込）2億円未満 ※ 技術的難易度が高い工事や通年の維持工事を除く。	- 本市内施工の2つの<u>工事</u> <u>(削除)</u> ※ 技術的難易度が高い工事や通年の維持工事を除く。
監理技術者補佐の要件	一級の技術検定の第1次検定に合格した者（一級技士補）で、主任技術者になり得る者	

参考 建設業法等の改正による技術者制度の改正

1 監理技術者・主任技術者が複数の工事を兼任できる要件の緩和

働き方改革等を推進するとともに、建設物価の上昇に対応するため、令和6年12月から兼任可能な工事が拡大されており、令和7年2月から更に拡大されています。

		改正前	改正後
建築工事	通常	契約金額（税込）8千万円未満	契約金額（税込） <u>9千万円</u> 未満 〔7年2月から〕
	特例1	—	I C Tを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）2億円未満（2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）〔6年12月から〕
	特例2	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）
その他	通常	契約金額（税込）4千万円未満	契約金額（税込） <u>4千5百万円</u> 未満 〔7年2月から〕
	特例1	—	I C Tを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円未満（2時間程度で移動可能な2工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）〔6年12月から〕
	特例2	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）	監理技術者補佐を専任配置する場合は、予定価格（他機関発注工事では契約金額）（税込）2億円未満（本市内施工の公共2工事、技術的難易度が高くないなどの要件あり。）

※ 本市の現場代理人の常駐義務を緩和する工事等の上限額も、上記に準じ、令和7年2月から、契約金額（税込）4千万円（建築工事では8千万円）未満から4千5百万円未満（建築工事では9千万円）未満に引き上げています。

	改正前	改正後
建築工事	契約金額（税込）8千万円未満	契約金額（税込） <u>9千万円</u> 未満 〔7年2月から〕

その他	契約金額（税込）4千万円未満	契約金額（税込） <u>4千5百万円</u> 未満 〔7年2月から〕
-----	----------------	---------------------------------------

2 営業所技術者・特定営業所技術者が工事を兼任できる要件の緩和

働き方改革等を推進するとともに、建設物価の上昇に対応するため、令和6年12月から兼任可能な工事が拡大されており、令和7年2月から更に拡大されています。

		改正前	改正後
建築 工事	通常	契約金額（税込）8千万円未満 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。	契約金額（税込） <u>9千万円</u> 未満 〔7年2月から〕 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。
	特例	—	<u>ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）2億円未満（2時間程度で移動可能な1工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> 〔6年12月から〕
そ の 他	通常	契約金額（税込）4千万円未満 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。	契約金額（税込） <u>4千5百万円</u> 未満 〔7年2月から〕 ※ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取れる体制にあること。
	特例	—	<u>ICTを活用して現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）1億円未満（2時間程度で移動可能な1工事、連絡員配置、下請3次まで等の要件あり。）</u> 〔6年12月から〕

3 特定建設業許可・監理技術者配置が不要な下請金額の緩和

建設物価の上昇に対応するため、令和7年2月から特定建設業許可・監理技術者配置が不要な下請金額が引き上げられています。

	現行	令和7年2月から
建築工事	下請金額（税込）7千万円未満	下請金額（税込） <u>8千万円</u> 未満
その他	下請金額（税込）4千5百万円未満	下請金額（税込） <u>5千万円</u> 未満

(2) 契約制度の改正（電子契約への対応開始）

行政手続のデジタル化の推進のため、令和7年4月2日以降の契約で、次に該当するものについて、電子契約を行うことができます。ただし、工事の請負等に係る現場代理人等通知書等の契約関係書類は、従来どおり書面（紙）で御提出ください。

ア 企画総務課契約担当において契約を締結するもの

イ 対象案件の予定価格

(ア) 工事の請負 税込予定価格が1億円を超えるもの

(イ) 測量・設計等の委託 税込予定価格が1億円を超えるもの

(ウ) 物品等の調達 税込予定価格が政府調達に関する協定が適用される額を超えるもの（令和7年度は3,600万円）

ウ 受注者が既に次のいずれかの電子契約サービスを利用し、電子契約による契約の締結について申し出があること。

(ア) GMOサイン（GMOグローバスサイン・ホールディングス株式会社）

(イ) クラウドサイン（弁護士ドットコム株式会社）

2 運用の見直し

(1) 工事のインフレスライド適用の運用の見直し（令和7年2月実施済み）

これまで、新設計労務単価の広報において、旧労務単価で積算された案件（労務単価改定による変動がある案件）をインフレスライドの対象としていましたが、令和7年度から労務単

価改定以外の価格水準に予期できない特別の事情による急激なインフレーション等の発生による変動がある案件についても、残工期が基準日から2か月以上あり、契約金額の変動見込み額が残工事費の1%を超える場合には、インフレスライドの協議に応じることとしました。